

(1)通所介護

【基本利用料】 サービス提供時間区分 7時間以上8時間未満

〔1日あたり〕	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食費	1日分合計
要介護1	655単位	691円	700円	1,391円
要介護2	773単位	815円		1,515円
要介護3	896単位	945円		1,645円
要介護4	1,018単位	1,073円		1,773円
要介護5	1,142単位	1,204円		1,904円

※地域区分単価は10.54円になります。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

※「7時間以上8時間未満」以外のご利用の場合は所定の単位数で計算いたします。

【その他加算／共通】

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	施設における職員配置が基準を満たした場合、いずれかひとつ
サービス提供体制強化加(Ⅱ)	18単位/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%を加算	施設が基準を満たした場合、いずれかひとつ
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.3%を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の2.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1.2%を加算	施設が基準を満たした場合、いずれかひとつ
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1.0%を加算	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
中重度者ケア体制加算	45単位/日	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)については、当施設の体制により、該当するいずれかひとつを算定いたします。

【その他加算・減算／個別】

入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/回
認知症加算	60単位/日
送迎減算	▲47単位/片道 事業者が送迎を行わない場合
同一建物減算	▲94単位/日 事業所と同一建物に居住する場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85単位/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月

(2)介護予防通所介護・日常生活支援総合事業

【基本利用料】

〔1ヶ月あたり〕	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食費
要支援1	1,672単位	1,763円	700円/日 利用日数による
要支援2	3,428単位	3,614円	

※地域区分単価は10.54円になります。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

【その他加算／共通】

〔1ヶ月あたり〕	要支援 1	要支援 2
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位	176 単位
サービス提供体制強化加(Ⅱ)	72 単位	144 単位
サービス提供体制強化加(Ⅲ)	24 単位	48 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 5.9%を加算	施設が基準を満たした場合、いずれかひとつ
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 4.3%を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 2.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 1.2%を加算	施設が基準を満たした場合、いずれかひとつ
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 1.0%を加算	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	

※サービス提供体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)については、当施設における体制により、該当する、いずれかひとつを算定いたします。

※上記利用料等は、法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他加算・減算／個別】

同一建物減算	▲376 単位/日(要支援 1)	事業所と同一建物に 居住する場合
	▲752 単位/日(要支援 2)	
運動機能向上加算	225 単位/月	

【その他利用料】 別添「実費サービス一覧表」記載の料金

- * 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。
※項目によっては、都度現金払いのものもあります。
- * 料金は、状況に応じ変動・改定することがあります。その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。
- * 実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りです。

(3) キャンセル料

- ・食費相当の 700 円
ただし、以下の事由に該当する場合はキャンセル料をいたしません。
- ・利用日の前日 17 時 30 分までにご連絡をいただいた場合

(4) 利用の中止

ご利用時、体調不良等によりサービスを中止する場合は、実際にご利用になった時間帯による保険適用分をいただきます。

(5) 支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。お支払い方法は、ゆうちょ銀行を通しての口座引き落としを基本といたします。引き落とし日は原則として毎月 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)になります。通帳には「偕生園デイ」と印字されますのでご確認ください。また、後日領収書を発行いたします。

- ②契約終了後の予約は無効となります。
- ③介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。